学校法人上野学園役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人上野学園(以下「法人」という。)の寄附行為第17条 の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、理事のうち、法人において勤務することが常態である者をいう。
 - (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
 - (4) 報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価と して受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報 酬等には、教職員の給与規程に基づくものを含まない。
 - (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び 手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。
 - (1) 常勤役員 報酬、通勤手当、賞与、退職金
 - (2) 非常勤役員 報酬、通勤手当

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 役員の報酬は、以下の各号に定める範囲内で、理事会において決定する。
 - (1) 理事長の報酬は、月額1,500,000円以下(税込み)とする。
 - (2) 理事長以外の常勤役員の報酬は、月額800,000円以下(税込み)とする。
 - (3) 非常勤役員の報酬は、月額400,000円以下(税込み)とする。
 - (4) 役員の通勤手当は、月額 10,000 円または移動に要する実額の低い方の金額と する。
 - 2 理事長を含む常勤役員に対しては、本条1項の報酬のほかに賞与を支払うことができ、賞与の額は学校法人の収支状況によって理事会において決定する。
 - 3 理事長を含む常勤役員に対しては、退職金を支払うことができ、退職金の基準 は、別に定める役員退職金規則による。

4 非常勤役員に対しては、賞与および退職金は支給しない。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、当月1日から起算し、当月末日に締め 切って計算し、毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日の場合は、前日 に繰り上げて支給する。
 - 2 報酬等は、原則として役員本人の指定する金融機関の口座に振り込むこととする。
 - 3 報酬等から源泉所得税を控除する。

(費用)

- 第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
 - 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員の就任した者には、その日から報酬を支給する。
 - 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総 日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって 計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、(改正) 私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行 う。

この規程が前項に基づき採択、施行された時に、平成27年4月1日施行 (令和元年6月27日一部改正)の学校法人上野学園役員報酬規程および平 成27年4月1日施行の同役員報酬規程を廃止する。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。 この規程は、令和7年3月1日より施行する。